

生命保険経営をめぐる問題の検討について

— 金融審議会第二部会・中間報告書の概要と解説 —

6月26日、金融審議会（金融審）の中間報告「生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告」（以下中間報告）が公表された。中間報告は、生命保険会社経営の抱える問題の解決に向け、様々な方策を提案している。本稿では、中間報告の個々の項目について概要を紹介する。

1. 生命保険経営の環境への認識

わが国の生命保険の普及率は高く、国民生活に深く根付いている。今後は個人の自助努力による生活保障が求められるなかで、多様なライフステージに応じた生涯保障商品の提供など、生命保険業に期待される役割はますます大きくなると考えられる。

一方、生保市場の成熟化や社会・経済環境の変化に伴い、生保会社はいくつかの問題に直面している。中間報告は主に、

- (1) 低金利の持続などに伴い実際の運用利回りが予定利率を下回ることによって生じる逆ザヤの問題、それを主因として相次ぐ生保会社の経営破綻、
- (2) 解約増加や新契約の伸び悩みなど消費者・契約者の「生保離れ」、
- (3) 伝統的な死亡保障商品市場の成熟化、少子高齢化に伴う生存給付型商品へのニーズの拡大、貯蓄性商品を中心とした生保商品と他業態の金融商品との競合、
- (4) 生保会社で多くを占める相互会社形態の限界（金融他業態と同一条件・分野で競争することが求められるなか、資本調達、組織再編の点で機動的に対応しにくい会社形態であることなど）

を生保経営の問題点、課題としてあげ、その対応に向けた経営改善と明確な経営戦略の構築、実行を求めている。

また、生保会社が保障の提供を確実にしながら、契約者の多様化するニーズに着実に応えていくためには、財務基盤の強化、ディスクロージャーの充実、生存給付型・貯蓄型商品など商品開発力の強化、情報技術・IT化への対応などが重要としている。さらに、株式会社化を含め戦略に応じた会社形態の選択、逆ザヤ解消に向けた予定利率の引き下げなどの検討が必要としている。

これらの経営環境を踏まえ、中間報告は生保会社が抱える経営課題への対応に向けて、

次のような方策を提案している。

2. 中間報告が提案する方策の概要

1) 生命保険会社の財務基盤の充実

(1) 社員配当ルールの見直し

生保相互会社は、「相互会社は社員が相互に保険を行うことを目的とし、保険事業の結果として剰余金が生じた時には、これを社員に分配する」との理念の下、当期剰余金の一定割合を社員配当準備金に積み立て、配当に充てている。その割合は剰余金の 8 割を下限とすることから、生保相互会社の社員配当ルールは「80%ルール」と呼ばれている¹。

中間報告は「80%ルール」を見直し、その引き下げを含め、各社がその定款において配当比率の下限を自主的に決定することを提案している。配当比率の下限を引き下げることによって社外流出が減少し、内部留保の充実がやりやすくなる。

これまで生保各社は、実際には剰余金の 90%以上に達する社員配当を実施しながら、激しい保険販売競争を繰り広げてきた。これが各社の内部留保積み上げを阻んだとの認識の下、配当ルールの見直しの必要性が業界内外で唱えられてきたところである。

(2) 責任準備金の充実

責任準備金は、生保会社が将来の保険金支払いを確実とするため、保険料や運用収益を支払財源として積み立てる準備金である。

中間報告は「平準純保険料方式」による責任準備金の積立てを促し、各社の支払い能力の充実を求めている。生保会社は集めた保険料（純保険料、付加保険料）から、責任準備金の積立て原資や諸経費（付加保険料で賄う）を賄っている。その契約にかかる経費を毎年一定割合の付加保険料で賄えると考え、事業費支出が契約全期間を通じて一定とし、保険料の残り部分を将来の保険金支払いのための責任準備金とする方式である。この方式で計算した責任準備金は、他の方式による場合よりも額が大きく、生保会社の支払い能力を高める点で最も優れた積立方式とされている。

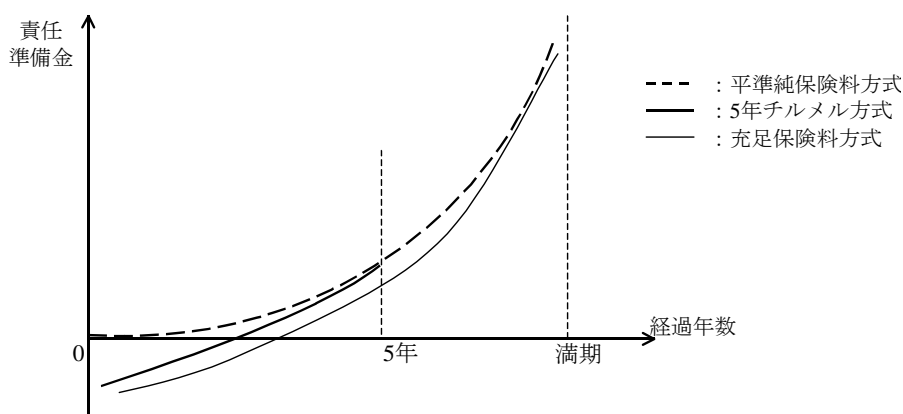
平準純保険料方式に並ぶ代表的なものとしてチルメル方式がある²。営業経費、保険証券の作成費用など契約初年度の経費（新契約費）は多額となるため、毎年一定の付加保険料だけでは契約当初の経費は賄えない。チルメル式はこれを考慮して初年度は多くの付加保

¹ 保険業法施行規則第 29 条。損保相互会社は当期剰余金の 6 割を社員配当の下限としている。

² 平準純保険料、チルメル方式のほかに、充足保険料方式がある。これは、純保険料、新契約費のほかに、さらに維持費など事業費支出も考慮に入れ、将来の収支に過不足の生じないように計算する方式で、将来の保険金、事業費などの支出と保険料、利息などの収入面とを見合わせて計算する。

保険料を確保し、積み立てる責任準備金額を少なくすることで責任準備金積み立てによる負担を軽くする。2年目以降の一定期間は、付加保険料の部分を少なくする一方で責任準備金額を大きくし、平準純保険料方式と同様の金額にまで積み上げる。これを5年で行う場合は5年チルメル式、10年の場合は10年チルメル式という。この方式は保険数理的には合理的な積立方式で、積み立てる責任準備金額は平準純保険料方式と最終的には一致する(図1)。

図1 責任準備金の積立方式と積立水準のイメージ



(出所) 生命保険文化研究所「生命保険会計」より野村総合研究所作成

(3) 株式会社化の枠組みの積極活用

わが国では、生保会社40社余りのうち10社に過ぎない相互会社が総資産、保険料収入の9割近くを占めている。欧米では、1990年代以降に保険相互会社の株式会社化が活発化している。米国では相互会社は全体の1割程度に過ぎず、同国最大生保のプルデンシャルが2001年中の株式会社化を発表するなど、大手も株式会社への組織変更に踏み切っている。

相互会社が株式会社となった場合、株式発行により多額の資金調達が可能で、株式交換など低コストな資本提携、合併に柔軟に対応できるといったメリットが期待できる。わが国で株式会社化を行う場合、①膨大な数の契約者が株主になるため、株主名簿の作成など株主管理に要する労力とコストは負担が重く、株主総会運営も容易でない、②商法で株式の最低発行額面が5万円と高額に定められ、額面に満たない端株を配分される契約者も多い、といった問題が想定された³。

2000年6月に施行された改正保険業法では、旧社員に割り当てられる株式のうち端株と端株未満株部分を強制的に一括売却し、その売却代金を契約者に交付する制度を導入し、端株処理と株主数の削減が容易となった。中間報告は、こうした制度整備の枠組みを積極的に活用することを促している。

³ 2001年6月に成立した改正商法(2001年10月1日施行の予定)において、売買単位を企業が自由に決められる単元株の導入が決まり、株式会社化に伴う端株の大量発生問題は解決のメドがつくこととなった。

(4) 基金の調達手段の弾力化

相互会社の中心的な資本調達手段である基金⁴は、その拠出者に対し基金利息の支払いが必要であり、そのコストが社員の剰余金分配の制約要因となることから、募集の都度総代会決議による定款変更が行われる。

一方で、資金調達の迅速化の観点から、定款で定めた範囲内では取締役会が株主総会に諮ることなく新株発行できるという株式会社の授権資本制度などを参考に、基金調達の弾力化を求める声がある。中間報告は、授権資本制度を参考に基金調達の弾力化を図る場合は、社員権保護の観点から基金調達額の上限などについて十分な検討が必要としている。併せて、総代会で基金調達の必要性や基金償却、基金利息の負担の妥当性など十分に説明することを求めている。

2) 保険契約者からの信頼性向上

(1) ディスクロージャーの改善

生保相互会社は、1998 年度からソルベンシーマージン比率、1999 年度から金融再生法と同様の基準による不良債権額など開示項目を増加させている。

中間報告はさらに、①責任準備金（現在の個人保険、団体保険など保険種目ごとの責任準備金額に止まらず、契約時期別、予定利率別など責任準備金の内訳についての開示）、②ソルベンシーマージン比率（ソルベンシーマージン、リスク相当額の総額に止まらず、各々の内訳についての詳細な開示）、③将来の損益状況（2001 年度から開示された基礎利益⁵など損益状況を詳細に説明する指標の開示）の詳細の開示を求めている。特に損益状況の詳細については、損益と併せ、逆ザヤ額の定義や算出根拠を開示することを求めている。

また、ソルベンシーマージン比率、基礎利益など代表的な経営指標について一覧性をもった形でわかりやすく開示するなど、一般契約者にも配慮した開示方法が必要としている。

(2) ガバナンスの強化

相互会社は有限責任の社員からなる会社であり、事業運営の最高意思決定機関として社員総会がある。生保相互会社の社員数は 100～1,400 万人に達するため、社員のなかから 50～150 名の総代を選任し、社員総会に代わる機関として総代会が設けられている。

だが、総代は生保会社が指名して選任されているのが実態であり、一般社員には総代会の運営が必ずしも明確に説明されていない。総代会を通じて多くの社員の意思が生保経営に反映するには限界があるといえよう。

⁴ 基金とは、保険契約に伴う債務や一般債務の履行を担保する資金として、相互会社が募集することを認められるもので、貸借対照表上の資本の部にあって、その性格は借入金に近い。基金の拠出者は株主ではなく、債権者の位置付けである。調達した基金は利息をつけて元本返済する必要がある。

⁵ 基礎利益については、漆畑春彦「わが国主要生命保険会社の 2000 年度決算の概要」『資本市場クォーター』2001 年夏号を参照。

こうした問題に対し、中間報告ではまず総代会制度の充実をあげている。特に総代の選考方法では、一般社員の意思をいっそう反映させるため、一般社員からの立候補制など総代の選考方法の多様化が提案されている（他に直接選挙方式などのアイデアがある）。

また、総代は保険種類、職業、年齢、地域といった社員全体の構成を勘案しながらバランスよく選考し（例えば総代に団体年金の代表者を入れるなど商品構成のバランスに配慮するなどが考えられる）、総代の数自体も現在より拡充するのが望ましいとしている。

さらに、総代会の議事についてインターネットなどを活用し公開を進めるなど、社員に対し経営やガバナンスに関する情報提供を拡充することを求めている。

また、保険業法は総代会提案権や総代会招集請求権など少数社員権に関する規定をおいているものの、実効性には乏しい。総代会提案権の行使には、「社員総数の 1,000 分の 1 以上に相当する数の社員もしくは 1,000 名以上の社員又は総代 3 名以上」、総代会招集請求権については「社員総数の 1,000 分の 3 以上もしくは社員 3,000 名又は総代 9 名以上」の社員が必要と規定されている。少数社員権の実効性を高めるため、中間報告は権利行使に必要なとされる社員数の引下げを提案している。

(3) 保険計理人の機能強化

保険計理人は、生保会社で保険料の算出、責任準備金の評価、将来の収支予測などに携わる保険数理の専門家である。法的には使用人の地位だが、取締役会で保険計理人を選任することが義務付けられている（保険業法第 120 条）。生保会社の破綻が相次ぐなか、健全性確保は経営の最優先課題であり、保険計理人による経営のチェックを強化することが必要となっている。中間報告はこれに伴う保険計理人の権限強化を求めている。

バランスシートの負債をみる保険計理人は、例えば資産運用部門と業務上十分なつながりを持つわけではない。全社的な経営監視の中核に保険計理人を据えるならば、この場合、運用部門への調査、報告請求権といった権限を明確化し、運用部門に指示する権限を付与することが望ましい。

中間報告はほかに、保険計理人の協力を得て総代会、株主総会への将来収支分析など保険数理に係る事項の説明を充実させること、各社の保険計理人と行政当局や会計監査人の連携をより密接にすることなどを求めている。

3) 多様な保険商品開発の促進

(1) 保険商品の審査手続きの見直し

多様な保険商品の開発を促進するため、中間報告は商品審査の手続きにおける届出制の拡大を提案している。それまで、新商品開発、商品内容の変更にあたっては認可制がとられてきたが、1996 年 4 月に施行された現行保険業法から、契約者保護上問題が少ないと判断される商品については届出制が導入されてきた。

大企業などは保険の専門知識を十分に有する場合が多いこともあり、実際は企業向け商品の大半は届出制になっている。中間報告は、このような顧客向けの商品は速やかに届出制に移行することを提案している。商品によっては、届出後直ちに販売を可能とするファイル・アンド・ユース（届出使用制）の導入の検討も必要としている。なお、家計向けの保険商品は、契約内容の適正性を確保し契約者保護を図る必要性が高いことから、当面認可制を維持するのが望ましいとしている。

また、商品開発の迅速化に資するため、審査体制の充実などにより、商品審査期間の短縮化を提案している。現行90日の認可にかかる標準処理期間、届出にかかる審査期間を各々60日に短縮することを求めている。

(2) 特別勘定の見直し

特別勘定は、生保会社が特定の契約についてその責任準備金対応財産を一般勘定財産と区分して管理するために設けている勘定である（保険業法第118条）。生保会社は特別勘定によって、厚生年金基金契約、適格退職年金契約などの団体年金保険契約、個人変額保険契約を引き受けている。

予定利率という保証利回りがある一般勘定と異なり、特別勘定の運用成果は直接保険契約者に帰属する。運用成果があがれば契約者の利益となるが、運用損失が生じた場合はそのまま契約者の損失となる。

特別勘定資産の運用リスクは保険契約者が負担し、逆ザヤを中心とする保険会社の破綻原因とはなりえないにもかかわらず、生保会社が破綻した際には一般勘定と同様に特別勘定の契約者の債権額は削減されている。会社破綻時に一般勘定の契約者と同じように債権額を削減されるのは、契約者利益の保護や契約者間の公平性の観点から問題があるとの考えから、特別勘定資産を全額保全すべきとの意見があった。団体年金で競合する信託銀行の場合、破綻時には顧客財産は全額保全されるが、同じ運用機関であるのに財産の保全に違いが生ずることは不合理との考えも根強くあった。

2000年6月施行の改正保険業法では、生命保険契約者の債権に関し一般勘定、特別勘定の区別なく一般先取特権が認められたが、財産処分の順序が一般勘定と同じであれば特別勘定資産の全額保全は難しい。そこで、中間報告は、生保破綻時の「特別先取特権」を認めることを提案している。

一般先取特権が債務者の全財産から優先的に弁済を受けるのに対し、特別先取特権は債務者の特定財産についてのみ優先弁済を受ける権利である。特別勘定財産に対する特別先取特権を設ければ、特別勘定の契約者は更生計画において一般の先取特権より優先的に弁済を受けることになる。特別先取特権の考えを導入することによって、破綻時の特別勘定財産の全額保全が可能となる。

4) 監督手法の整備

1998年の金融システム改革法により、保険会社にも早期是正措置が導入された。これはソルベンシーマージン比率という客観的な基準を使い、必要な是正措置命令を発動することで、保険経営の早期是正を促す行政手法である。

ソルベンシーマージン比率の計算方法は、これまで逐次見直しが行われているが、2000年度の計算分から大幅な見直しが行われている。1999年度末に健全とされる200%を確保していた生保会社が相次ぎ破綻し、算定方法が早急に見直された。①有価証券の含み損益への算入を従来の上場株式に加え、国内債券、店頭株式、外国証券に拡大、②分母のリスク相当額を簿価ベースから時価ベースの算定に変更、③「将来利益」（配当準備金繰入額）の算入割合を100%から50%に制限したことなどが変更点である。

中間報告では、銀行においては連結自己資本比率も早期是正措置の基準となっていること、保険会社のグループ全体の持つリスクを認識する必要性などから、連結ベースのソルベンシーマージン基準の検討を行うべきとしている。

また、ソルベンシーマージン比率のリスク相当額を求める際に用いるリスクウェイトなどリスク算定方法の見直しを求めている。ソルベンシーマージン比率のリスクウェイト（2000年度末現在）は、国内株式10%、外国株式10%、外国債券5%、不動産5%、貸付0~30%（破綻先債権）と、信用リスクのリスクウェイトを基本的に100%とする銀行のBIS規制と比べて低くなっている。中間報告は、銀行など他業態の自己資本比率規制との調和の観点からも、リスク量の算定方法の適宜見直しが必要としている。

中間報告はほかに、保険会社の財務状況を適時に把握するため、保険業法上年1回、事業年度ごとに作成を義務づけられる業務報告書と併せ、中間業務報告書の作成、提出を求めている。

また、監督強化の一方で、一般勘定資産に対する資産組み入れ比率の上限を、株式~資産の3割以内、外貨建資産~3割以内、不動産~2割以内とする「3・3・2原則」の見直しを提案している。

5) 保険契約の契約条件の変更

保険契約の契約条件の変更問題は、2000年11月、当時の相沢金融再生委員長が逆ザヤ問題への対応を狙って発言し、「予定利率引き下げ論」として浮上した。これは、生保会社が契約者に保証する予定利率を引き下げること、運用実績が予定利率を下回る逆ザヤを解消しようとする考え方である。

現行法制上は、既保険契約の条件変更は、更生手続きなどによる破綻処理の場合のみに認められているが、1996年4月の保険業法改正前には、行政命令、定款変更のいずれかでの

既契約の予定利率引き下げが可能だった⁶。

だが、改正保険業法の審議では、行政命令による引き下げは憲法で禁じる私的財産権の侵害にあたる恐れがあるとされ、契約者自らが不利益を被る定款変更が社員総代会で決議されることは事実上不可能と判断されて、この条項は削除された。このような経緯もあり、予定利率の引下げ問題はこの7ヶ月あまり賛否両論が続き、金融審の議論でも中心的なテーマとなった。

中間報告は、まず生保各社が深刻な逆ザヤ問題に直面する現状を述べ、「将来を展望して、安定的な保険契約の維持などの観点から問題が生じる場合、国民・保険契約者の十分な理解を得た上で、生命保険会社に財務上の深刻な問題が生じる前に契約条件の変更を行い、逆ザヤ問題の改善が図り得るのであれば、保険契約者にとっても長期的には利益をもたらす一方策となり得ると考えられた」とし、予定利率の引き下げの考えを容認する姿勢を示している。

併せて、「強制手続きである更生手続きの開始要件については自ずと限界がある」とし、更生手続きの適用に至る前の段階において、予定利率の引き下げという手続きを設ける意義について言及している。

2000年6月に施行された更生特例法によって、保険会社が「債務超過や支払不能などが生じる可能性がある場合」にその旨を当局に申し出、裁判所がその申し出を適正と判断すると、資産保全や既契約の予定利率引き下げが行われ、早期の破綻処理に取りかかるという仕組みができた。これに加え、必ずしも債務超過や支払不能といった経営状況ではない（裁判所も更生手続きの適用を認めない）が、将来破綻状態となるのを回避するために、事前に逆ザヤの解消を図るべく手当とする仕組み、予定利率の引き下げを検討することが必要という認識を示したわけである⁷。

契約条件の変更に関する報告でのポイントは2つある。1つは、「契約者の合意を必要とせず、法律の規定や業績命令に基づき、直接に契約条件を変更することを可能とする制度（予定利率の一斉引き下げ）」については、「生保会社のほとんどが破綻に陥る可能性が高いような危機的な状況にはない現状では、この方法をとることは適当ではない」と否定的な見解を示したことである。

2つ目は、容認した各社の自主的な予定利率引き下げ案で、引き下げにあたり保険契約者の理解を得る枠組みが必要とした点である。中間報告が提案するのは、契約者の参加が保証された契約者集会などの意思決定プロセスの設置である。

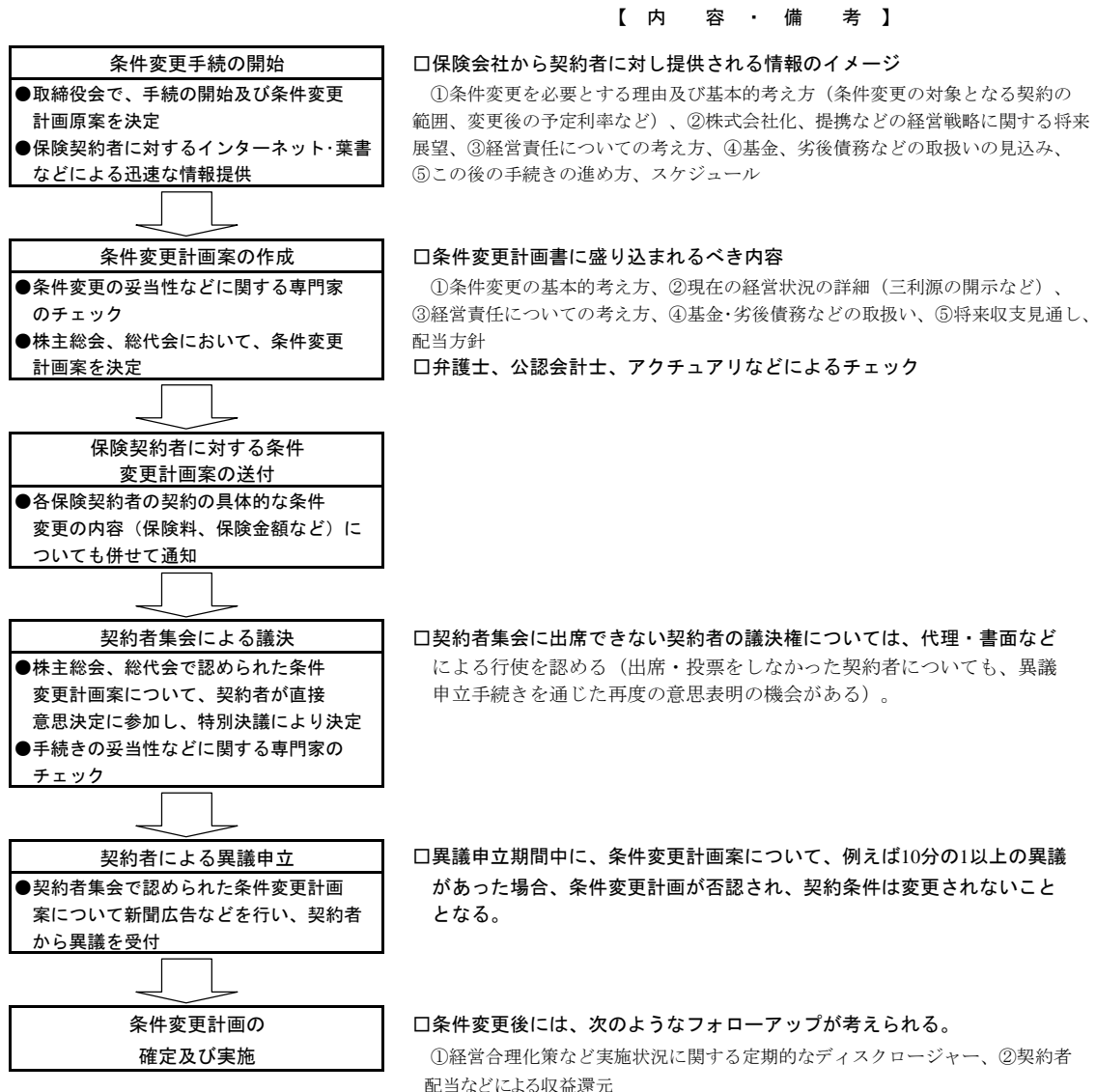
このプロセスでは、①経営状況の詳細やこれまでの経営努力、引き下げ後の収支見込みについての明確な説明、②経営責任や基金拠出者の負担についての契約者への説明と意志

⁶定款変更による引き下げは、「預かった保険料と実際にかかった保険料は事後的に清算する」という実費原則に基づき、配当できれば配当し、できなければ保険金を削減するか保険料を引き上げて対応するという考えに基づいている。

⁷ 予定利率の引き下げが認められるための保険会社の要件は、中間報告を受けて提出される保険業法改正案に盛り込まれるものと考えられる。

決定プロセスでのチェック、③経営合理化策の実施状況の定期的なディスクロージャーなどを通じ、手続きの公正・公平性を訴えた上で、契約者の予定利率引き下げへの理解を求めようとしている（図2）。

図2 保険会社・保険契約者自身の意思決定による契約条件変更手続き（イメージ）



注) 上記手続きについては、例えば裁判所の関与の可能性も含め、保険契約者に公正・公平な手続きが保障されるような手当てについて検討。（出所）金融審第二部会・中間報告書

3. 中間報告への見解

中間報告では、生保経営が抱える課題に対し様々な方策が示されたが、その内のいくつかについては、なお議論の余地があると考えられる。例えば、次のような問題点が指摘される。

- (1) 社員配当ルールの見直しで、配当比率の下限を引き下げると、引き下げ幅の大きさによっては、内部留保が過大となり社員配当が減少する。この場合相互会社の本来の事業目的にそぐわない可能性が出てくること。
- (2) 少数社員権の行使に必要な社員数を大幅に引き下げ、権利行使される機会が増えるとすれば、むしろ総代会の運営に支障が生じる懸念があること。
- (3) 生保会社の運用規制の見直し、緩和・撤廃は、同じ金融機関である銀行が株式保有制限を導入する動きとは逆行すると考えられること。
- (4) 予定利率引き下げの実効性については未知数であること。

(1)にある社員配当は、安全率を見込んで設定された計算基礎率（予定利率、予定事業費、予定死亡率）に基づいて預かった保険料と実際にかかった保険料を事後的に精算して、実質負担を軽減するという役割をもっている。相互会社は、「社員（保険契約者）から疫病や事故を補償する保険給付に必要なだけの資金を集め、保障を提供する」というのが本来の事業目的であり、社員配当はその考え方に従って行われている。配当比率の引き下げで社員配当が大幅に減少した場合、結果的に契約者の負担は必要以上に大きくなり、上記の相互会社の事業目的にはそぐわなくなってくる。

2001年5月、金融庁が生保会社の1997～99年度の損益状況を公表した。1999年度は、生保会社の利益の源泉である利差益、費差益、死差益の三利源のうち費差益が約1.1兆円、死差益が約2.5兆円に達し、死差益だけで逆ザヤ額約1.6兆円を十分賄っていることが判明した（新聞報道）。特に死差益の大きさから、予定死亡率はかなりの安全率を見込んで設定されているのではないかと指摘があった（2001年6月に公表された2000年度の損益状況では、費差益約1兆円、死差益約2.5兆円、逆ザヤ額約1.5兆円となっている）。

全体の集計データとはいえ、このような数値が公表された上で配当比率の引き下げを行うことに対しては、契約者からは疑問の声があがることが考えられる。

(2)は、例えば総代会提案権を行使できる機会が増え、少数社員からの議案提出が相次いだ場合、総代会の運営に支障が生じ得るということである。少数社員の権利行使に対応する保険会社の労力が、必要以上に大きくなるといった問題も無視できない。従って、少数社員権の行使に必要な社員数を現在より大幅に引き下げることには限界があると考えられる。

(3)は、同じ金融機関である銀行規制との調和の問題である。中間報告では、銀行の

BIS 規制や早期是正措置との調和を図る観点から、連結ベースのソルベンシーマージン比率やそのリスク算定方法の見直しが提案されている。だが、運用規制が見直され、規制緩和、撤廃に向かうとすれば、銀行の運用規制とは方向性を異にするものと考えられる。

金融審は、銀行の保有株式が決算や不良債権処理に影響し金融システムの安定を妨げる懸念があるとの判断から、銀行の株式保有額を自己資本の一定比率内に制限する方針を打ち出した。生保会社は銀行と同じ金融機関であり、基本的に国民から資金を集めそれを預かって安全確実に運用することが運用機関として求められている。

(4) の予定利率の引下げについては、2001年6月に生命保険協会会長が予定利率の引き下げについて容認する一方、全社一斉引き下げは「経済の良心に反する」とし、否定的な見方を示した。金融庁も生保会社の総代会で利率の引き下げを承認した場合は容認する方針のようである。生保業界や当局は、それを活用するかどうかは別として、制度としてあること自体は望ましいと考えているようである。

だが、2001年7月の総代会では、国内の主要各社が一様に既契約の予定利率の引き下げは考えていないと断言した。実際、いかに公正・公平な手続きや引き下げ後の将来展望が示されても、中間報告が示すプロセスにある契約者集会で、数百万人規模の契約者の同意を得るのは容易ではなかろう。予定利率引き下げの形で契約時に交わされた約束事（利率保証）が守られなかった上に、直接自らの不利益になることを受け入れる契約者は少ないと考えられる。

予定利率引き下げを宣言する生保会社があるとすれば、自社の先行きを不安視するから予定利率の引き下げで逆ザヤを解消しておくという目的においてであろうし、引き下げを宣言することで契約者の不信感がいっそう高まるのは必至である。

「契約者の同意を得た上での自主的な予定利率引き下げ」が難しい、実効性に乏しいということであれば、ソルベンシーマージン比率の算定方法の厳格化などを通じて、より早期の更生手続きの発動に努めることが重要になってこようし、現実的な対応なのではないだろうか。

中間報告は、2001年8月31日までをメドにパブリックコメントを求め、最終的な結論をまとめるとしている。金融庁はこの報告書の内容を受け、2002年度にも保険業法改正案を国会に提出する方針であるという。

わが国の生保業界は、逆ザヤや加速する生保離れといった問題に「待ったなし」の対応を迫られている。最終的に、生保経営の改善、刷新に資する方策が盛り込まれることが望まれている。

(漆畑 春彦)